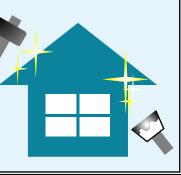
川口市

市内の景気活性化と、

既存住宅ストックの有効活用の促進を目的として、 個人の住宅の改修工事の費用の一部を助成します。

住宅改修資金助成金



助成金額

※ 助成金額は、千円未満の端数切り捨て、改修工事費用は、消費税を除きます。

改修工事費用の5% (最大10万円)

受付期間

- ※ 予算額に達し次第、受け付けを終了します。
- ※ 受付状況については、市ホームページでご確認いただくか、直接お問い合わせください。

2019年4月12日 (金) から 2020年1月31日 (金) まで

申請者の要件

- ※ 全ての要件を満たすことが必要です。
- ※ 2 親等以内の親族や、中古住宅の購入者、空き家所有者等も申請者になれます (詳しくは、市ホームページでご確認いただくか、直接お問い合わせください。)
- 市税を完納していること
- 川口市内に住宅を所有し、その住宅に居住していること

対象工事

※ 全てに該当することが必要です。

- 川口市内にある、これまでこの助成を受けたことがない個人の住宅の、税抜20万円以上の工事
- 川口市内に本社がある事業者が行う、交付申請後に着工する工事(契約は結んでいても構いません)
- 市が実施する他の助成制度等の対象工事箇所は助成を受けられません。
- エアコンや L E D 照明などの家庭用電化製品や、蓄電池等の購入及び附帯工事ではないこと

く対象工事の例 > ※ 下記以外の様々な改修工事が対象です。ご不明点はお問い合わせください。

増築・間取りの変更	居住室の増改築や、廊下や押入れなどを居住室に変更するなどの工事
台所・トイレ・浴室・洗面所	老朽化などによる水漏れのための配管修理や水道修理、また、和式トイレから 洋式トイレへの変更やくみ取りトイレから水洗トイレへの変更などの工事
天井·壁·床等	室内(トイレ、台所、浴室及び洗面所を含む。)のクロス張替えや床の張替え、 畳からフローリングへの変更、床暖房の設置、建具の交換などの工事
屋根·外壁等	屋根のふき替え・塗り替え、屋根・屋上・バルコニーの床(下の階の屋根となっている場合)の水漏れ修理、外壁の塗装・交換、コンクリート壁や雨どいの修理などの工事
壁・柱・基礎等の補強	壁の新設・補強、筋かいの設置、基礎の補強、柱やはりを金具で補強などの工事
窓∙壁等	窓を二重以上のサッシ又は複層ガラスに変更、天井や壁に断熱材を注入したり 発砲ウレタンを吹き付ける工事
その他の工事	上記以外の工事で、例えば、ベランダの設置や修理、手すりの設置、電気配線(コンセント、スイッチの増設)など

その他

集合住宅(マンション、長屋、2世帯住宅など)、店舗併用住宅、中古住宅、 空き家なども対象です。詳しくは、市HPか、住宅政策課にお問い合わせください。

交付申請について 交付申請のお手続きは、リフォーム業者や ご家族などの代理人に委任できます

ご家族などの代理人に委任できます

提出書類

- ※ 提出窓口に直接持参してください(郵送等での提出はできません)
- ※ 書類が全てそろっていない場合は、受け付けません(書類のお預かりもできません)
- ※ 書類の受け付け後は、着工していただいて構いません
- ※ 提出された書類は返却しません

1	交付申請書	◆ 「川口市住宅改修資金助成金交付申請書」(様式第1号)	
2	見 積 書 (コピー可)	 ▼下記事項が記載されているものを提出してください ・工事をする住宅の所在地 ・施工業者名、住所、電話番号 ・改修工事費の総額、税抜き価格、税額 ◆申請日時点で、有効期限内のもの ◆見積書を作成していない工事は助成金の対象外です 	
3	 ◆ 見積書の項目に対応させ、順に並べ、様式第7号に貼付けて提出してください 着工前の写真 (様式第7号) ◆ 複数の箇所を工事する場合は、それぞれの写真を提出してください ◆ 申請時に写真を添付できない工事箇所については、完了報告時、着工前の写真を提出した場合に限り助成対象となります 		

※ ①申請者の名義、②工事の契約者の名義、③助成金の振込口座の名義は、基本的に住宅の所有者のものでなければ なりませんが、追加で書類(同意書及び戸籍謄本又は続柄入り住民票の写し)を提出することで、所有者の2親等以内の親族 の名義でも手続きが可能となります。詳しくは市HPでご確認いただくか、直接お問い合わせください。

(例) 住宅は親の名義だが、改修工事を行うのは子どもである場合 など

平日8:30 から17:15 まで受け付け

川口市三ツ和1-14-3 鳩ヶ谷庁舎4F 住宅政策課



JR西川口駅からバス

「西川口駅東口」から (西川01) 鳩ヶ谷庁舎 経由 鳩ヶ谷公団住宅 行き 「鳩ヶ谷庁舎」下車 徒歩2分

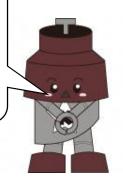
SR(埼玉高速鉄道線)鳩ヶ谷駅から 徒歩8分

受け付け時、提出いただいた交付申請書 のコピーをお渡しします。

合わせて、市が指定する方法で、着工前 であることを証する写真を、完了報告時 に提出するよう、お願いする場合があります。

公平・公正なルールに従って、助成金を 皆さまへお渡しするための措置です。

お手数ですが、ご理解とご協力を、 よろしくお願いいたします。



完了報告のお手続きは、リフォーム業者や ご家族などの代理人に委任できます

提出書類

郵送にて下記書類を提出してください(提出窓口でも受け付けます)

1	完了報告書	◆ 川口市住宅改修資金助成金工事完了報告書(様式第3号)◆ 交付申請後、約2週間で、申請者のご自宅に郵送されます
2	契 約 書 (コピー可)	◆ 印紙(印紙税法第2号文書に基づくもの)が貼付されたもの◆ 工期の始まりが交付申請受付日より前のものは、受け付けできません◆ 申請者名義の契約書を作成していない工事は、助成対象外
3	領 収 書 (コピー可)	◆ 印紙(印紙税法第17号文書に基づくもの)が貼付されたもの ◆ 宛名が申請者となっており、消費税額が明記されているもの
4	工事終了後の写真 (様式第7号)	 ◆ 交付申請時に提出した写真と番号、工事箇所、撮影方向を揃え、工事の前後が比較ができるよう順に並べ、様式第7号に貼り付けてください ◆ 複数の箇所を工事する場合は、それぞれの写真を提出してください ◆ 着工前と完了後の写真が提出できない工事箇所は、助成対象外 ◆ クリヤー塗装・防腐防蟻加工など跡が写真に写らない工事や、工事後に隠れてしまう床・天井の断熱改修などは、着工前・工事後に加え、工事を行ったことがわかる作業中の写真も提出してください

※ 5~8は、該当のある場合のみ提出してください

5		◆ 工事の金額や内容に変更があった場合は必ず提出
	変更後の見積書 (ポー可)	◆ 工事金額が減額となった場合は、助成金額も減額となります
		◆ 工事金額が増額となった場合は、助成金額は交付決定時の金額のまま(増額なし)です
6	検査済証(コピー可)	◆ 建築基準法第7条に基づき、建築確認申請が必要な場合に提出
7	建物の全部事項証明書(コピー可)	◆ 中古住宅を購入した場合のみ提出
8	着工前であることを証する写真	◆ 交付申請時に提出が指示された場合のみ提出 (提出できない場合は、全ての工事が助成対象外となります) ※ 撮影方法については、交付申請時に別途個別に指示します

郵送先

〒332-8601 川口市青木2-1-1 住宅政策課 宛

完了報告の期限

※ 天候不順等で工事が遅れても、完了報告の期限は延長しません

2020年2月28日(金)(必着)

交付申請 から 助成金の受け取りまで

交付申請書の提出

住宅政策課の提出窓口に 持参してください (郵送不可)

● 詳しくは、 P 2 交付申請についてをご覧ください

約2週間

工事の開始 時期について

- ・交付申請書が受け付けされた日以降に着工してください
- ・交付申請書が受け付けされた日より前に開始した工事や、 既に終了している工事は、助成の対象外です
- ・ 契約はいつ結んでいただいても結構です

交付決定通知書の受け取り

市から、申請者に「交付決定通知書」を郵送します合わせて「完了報告書」の様式も郵送します

完了報告書の提出

必要書類を**2020年2月28日(金)までに 郵送(必着)** してください (提出窓口でも受け付けます)

郵送先:〒332-8601 川口市青木2-1-1 住宅政策課 宛

● 詳しくは、**P3 完了報告について** をご覧ください

確定通知書の受け取り

市から、申請者に「確定通知書」を郵送します合わせて「請求書」の様式も郵送します

請求書の提出

約3週間

約2週間

「請求書」を**2020年3月13日(金)までに 郵送(必着)** してください (提出窓口でも受け付けます)

郵送先:〒332-8601 川口市青木2-1-1 住宅政策課 宛 必ず、申請者名義の口座を指定してください

「請求書」で指定のあった口座へ入金します

助成金の受け取り

問い合わせ

平日8:30~17:15

住宅政策課 住宅政策係

11.048-242-6326 (直通)



ホームページは、 こちらから!



川口市 改修資金

検索